

令和4年度第2回木更津市特別職報酬等審議会会議録

○開催日時： 令和4年10月25日（火）午後2時から午後2時35分まで

○開催場所： 木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：石渡肇、北村和則、鈴木誠、滝口君江、池田庸、佐伯康子、寫田陽一、
藤森けい子

木更津市：総務部 伊藤部長、曾田次長

（事務局）総務部職員課 石渡課長、廣橋課長補佐、高橋係長、奥主任主事
議会事務局 星野局次長補佐

○議題等及び公開非公開の別：報告 公開

○傍聴人の数：0人

○会議内容

高橋係長 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日、天野委員、
徳永委員が所用のため欠席されておりますので、ご報告いたします。次に委員のご紹介
をさせていただきます。木更津商工会議所副会頭の池田 庸 様でございます。

池田委員 皆さんこんにちは。前回は欠席いたしまして大変申し訳ございませんでした。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

高橋係長 ありがとうございます。それでは着座にて失礼いたします。まず、会議の開
催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日の会議次第、席
次表、諮問書の写しの3点を机にお配りしています。次に、事前にお送りしました、答
申書案と、ホチキス止めをした第1回会議録です。以上、不足はございませんでしょ
うか。

続きまして、マイクの方の説明を若干させていただきたいと存じます。お手元にマイ
クがございます。ご発言いただく際に、マイク中央のボタンを一度押していただきま
すと緑色に光ります。そうしますと、マイクが入る形になります。もう一度押していただ
きますと消えます。ご発言いただく際には、この要領でマイクの方をお使いいただき
たいと存じますのでご協力よろしくお願いいたします。

それでは只今より、令和4年度第2回特別職報酬等審議会を開会いたします。議事
に入らせていただきますが、議事進行につきましては、特別職報酬等審議会条例第6条の
規定により、佐伯会長にお願いいたします。

佐伯会長 議長を務めさせていただきます佐伯でございます。よろしくお願いいたします。
着座にて失礼いたします。それでは、まず会議の公開等について、事務局より説明をお
願いします。

高橋係長 まず、本日、当審議会委員10名の所、2名欠席、8名にご出席いただい
ておりますので会議は成立となります。また、本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の

公開に関する条例の規定により、「公開」となっております。なお、本日、傍聴希望者はございませんので、ご報告いたします。以上でございます。

佐伯会長 それでは、議事に入ります。次第2「答申案の検討について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

高橋係長 それでは事務局から答申案についてご説明をさせていただきます。お手元にご覧いただき、答申書案をご覧ください。また、諮問書の写しについても併せてご覧いただけると幸いです。それでは、答申書について補足説明をさせていただきますながら、読み上げさせていただきます。

木更津市特別職の報酬等の額について。答申。令和4年10月11日付けで木更津市長から諮問のあった木更津市特別職の報酬等の額について、次のとおり答申する。

1 答申。市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

2 付帯意見。(1) 市議会議員並びに市長等、特別職の期末手当の支給月数を一般職と同様に人事院勧告に準じて改定を行うことは妥当である。

(2) 市民に理解される行政運営を行っていく上でも、市議会議員や市長等、特別職の報酬等に対する市民の理解は不可欠である。平成12年度を最後に20年以上審議会が開催されてこなかったことは本審議会設置の趣旨に添うものではなく、また適正な額の審議が困難になることから、開催時期等、今後の審議会の在り方について検討されたい。

補足説明をさせていただきます。1の答申は、諮問書の1番目「給料の額並びに報酬の額について現行の額が適正であるか」という諮問に対しての答申となります。2の付帯意見の(1)については、諮問書3番目の付帯事項に対する意見となります。

また、付帯意見の(2)につきましては、前回会議の中でございました、今後の審議会の在り方を検討していくべきというご意見を反映したものととなります。

続きまして、3 審議経過に進ませていただきます。審議経過では、答申に至った経緯を記載しており、(1)給料・報酬の額については諮問の1番目に対する審議経過を、(2)期末手当改定の考え方については諮問の3番目に対する審議経過となっております。

それでは読み上げさせていただきます。

3 審議経過。(1) 給料・報酬の額について。審議の方向性。特別職の給与改定にあたっては、他市の状況や一般職の給与改定の状況等を総合的に勘案して改定することとなるが、一般職における人事院勧告の状況については、特別職の額改定が最後に行われた平成5年から現在までの月例給の累積改定率で見た場合、平成5年と令和4年とで概ね同水準となっていることを確認した。このことから、他市状況との比較に重点を置いて審議を行うこととした。

他市状況との比較検討。類似団体及び県内団体と給料・報酬月額、また手当も含めた年間収入の視点で比較検討を行い、市長、副市長及び教育長については概ね適正な水準

であることを確認した。また、議長、副議長、議員については、人口規模や議員一人当たりの人口割合と比較すると類似団体の中では低い水準ではあるものの、県内団体との比較では概ね適正な水準であることを確認した。

消費者物価指数から見た検討。千葉市の消費者物価指数の推移を見ると、平成5年度から令和3年度までで4.4%上昇しており、額の引き上げについて検討する余地があるとの意見も出たが、新型コロナウイルス感染症が未だ収束せず、困窮している市民もいる中、この時期に引き上げるべきではないとの意見があった。また、仮に引き上げの検討を行った場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰など、経済状態が不安定な状況にある中、幾らが妥当なのかという審議自体が困難であることから、現行の額に据え置くことが適当であるとの結論に至った。

(2) 期末手当改定の考え方について。市議会議員並びに市長等、特別職の期末手当の支給月数については、一般職と同様に国の人事院勧告及び千葉県の人事委員会勧告に準じてこれまで改定を行ってきた経緯がある。令和4年の人事院勧告では年間月数を0.1月分引き上げる増額勧告となっており、従来の考え方によれば特別職についても期末手当を0.1月分引き上げるものとなる。給料・報酬月額については引き上げを検討する要素もある中、新型コロナウイルス感染症等の影響を鑑み、現行の額に据え置くこととしており、その整合性も含め期末手当の引き上げが妥当なのかという点を中心に検討を行った。

この点については、直近で言えば令和2年、3年と人事院勧告では期末手当の引き下げが勧告され、特別職についても勧告に準じて引き下げの改定を行ってきたこと、人事院勧告等が民間給与や経済情勢の実態を勘案し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する趣旨で勧告されるものであること、また千葉県内の多くの団体が同様の考えで改定を行っていることを踏まえると、特別職についても一般職と同様に人事院勧告等に準じて改定するという考え方は合理性があり、妥当であるという結論に至った。

以上が答申案についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐伯会長 ありがとうございます。ただいま事務局から答申案について説明がありました。前回の会議の意見等を反映した内容になっていると思いますがいかがでしょうか。

ご質問や、こうした方が良いなどのご意見がありましたら、お願いいたします。

佐伯会長 よろしいですか。それではこの内容で決定としてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

佐伯会長 ありがとうございます。それでは答申書につきましてはこの内容で決定いたします。それでは、事務局は答申書の準備をお願いします。以上で議事が終了となりますので、議長の任務を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 それでは答申書の準備ができるまで暫く休憩とさせていただきます。

(渡辺市長入室)

高橋係長 それでは、答申書の準備が出来ましたので、佐伯会長から渡辺市長に答申を行っていただきます。

佐伯会長 木更津市長 渡辺 芳邦 様。木更津市特別職の報酬等の額について。答申。令和 4 年 10 月 11 日付けで木更津市長から諮問のあった木更津市特別職の報酬等の額について、次のとおり答申する。

1 答申。市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

2 付帯意見。

(1) 市議会議員並びに市長等、特別職の期末手当の支給月数を一般職と同様に人事院勧告に準じて改定を行うことは妥当である。

(2) 市民に理解される行政運営を行っていく上でも、市議会議員や市長等、特別職の報酬等に対する市民の理解は不可欠である。平成 12 年度を最後に 20 年以上審議会が開催されてこなかったことは本審議会設置の趣旨に添うものではなく、また適正な額の審議が困難になることから、開催時期等、今後の審議会の在り方について検討されたい。

令和 4 年 10 月 25 日。木更津市特別職報酬等審議会会長 佐伯 康子。

以上でございます。どうぞお収めください。

高橋係長 佐伯会長はどうぞご着席ください。それでは渡辺市長からご挨拶をお願いいたします。

渡辺市長 この度は答申の方をいただきまして誠にありがとうございました。今回の答申を踏まえまして、引き続き市民の皆様にご理解をいただける行政運営に特別職一同で取り組んで参りたいと思いますので、引き続きのご指導、またご理解をいただけますようどうぞよろしくお願いいたします。この度は誠にありがとうございました。

高橋係長 ありがとうございました。それでは、閉会に移らせていただく前に、市の区域内の公共的団体を代表する方としてご就任いただきました委員の皆様におかれましては、諮問に係る答申まで終了いたしましたので、本日をもって任期満了となりますことご報告いたします。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和 4 年度第 2 回木更津市特別職報酬等審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、2 回の会議にわたりまして長時間のご審議、誠にありがとうございました。

令和 4 年 10 月 31 日

木更津市特別職報酬等審議会会長 佐 伯 康 子